

第29節 上水道、下水道施設災害対策計画

第1項 上水道施設災害応急対策

第2項 下水道施設災害応急対策

《 基本方針 》

水道及び下水道事業者は、災害時において速やかに応急復旧を行い、給水、排水機能の維持、飲料水の確保を図る。

第1項 上水道施設災害応急対策

1. 取水施設

取水施設の被災に対しては、あらかじめ必要な応急復旧用資材により応急復旧を行う。

2. 浄水施設

- (1) 各浄水場は、原水の処理能力の低下を防止するため、原水処理薬品類を備蓄して所要の浄水能力を確保する。
- (2) 沈澱池、浄水池及びろ過等の被害に対しては応急復旧を行う。

3. 送水ポンプ施設

ポンプ場には、送水のための自吸式ポンプ等を設置して送水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電等による施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水ができるよう努める。

4. 送水施設

- (1) 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。
- (2) 自然流下水路の被害に対しては、本復旧を行う。

5. 応急対策要員・資機材の確保

原則として市災対本部上下水道班の人員・資機材にて対応するが、市災対本部のみでは応急及び復旧対策が困難な場合には、工事店、組合等の協力を求める。

6. 応急処置の内容

《水道施設の応急措置内容》

- ア. 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- イ. 取水，導水，浄水施設の防護
- ウ. 給水車等の応急給水の確保（使用不能の場合）
- エ. 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- オ. 施設の応急復旧計画の策定（優先給水の検討）

第2項 下水道施設災害応急対策

1. 下水道施設の応急対策

災害により被害を受けた下水道施設については、速やかに復旧することとするが、水洗トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要により、臨時の貯留場所を設置し、あるいは共同の仮設便所を設ける等の対策を講ずる。また、処理場への搬入についても、計画的処理をくずさないよう努力する。

2. 管渠

- (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針を立案する。
- (2) 工事施工中の箇所については、業者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- (3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策にあたる。

3. ポンプ場及び汚水処理場

- (1) 停電のためポンプ場及び処理場機能が停止した場合、ディーゼル発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。
- (2) 特に防護の必要のあるものに対しては、洪水、その他の災害に備え、所要の資機材を備蓄し応急復旧を行う。

《下水処理施設等の応急措置内容》

- ア. 汚水処理施設の防護
- イ. 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- ウ. 汚水処理（仮設トイレの設置）に関する調整
- エ. 施設の応急復旧計画の策定（優先処理の検討）